

札幌市専用水道事務取扱要領（平成7年4月27日衛生局長決裁）（新旧対照表）

現 行	改正案	備考
<p>第1条～第12条（省略）</p> <p>附 則（省略）</p> <p>別表 専用水道維持管理基準</p> <p>1～2（省略）</p> <p>3(1)～(6)（省略）</p> <p>(6) 貯水槽等の清掃は、原則として建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）により 知事登録 を受けた者に委託すること。</p> <p>4～6（省略）</p> <p>第1号様式～第20号様式（省略）</p>	<p>第1条～第12条（現行のとおり）</p> <p>附 則（現行のとおり）</p> <p>附 則</p> <p><u>1 この要領は、令和3年4月27日から施行する。</u></p> <p><u>2 この要領による改正前の札幌市専用水道事務取扱要領の規定に基づき作成された申請書等の用紙でこの要領の施行の際現に印刷済みのものは、当分の間、必要な修正を加えて使用することができる。</u></p> <p>別表</p> <p>1～2（現行のとおり）</p> <p>3(1)～(6)（現行のとおり）</p> <p>(6) 貯水槽等の清掃は、原則として建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）により 登録 を受けた者に委託すること。</p> <p>4～6（現行のとおり）</p> <p>第1号様式～第20号様式（現行のとおり）</p>	<p>新規追加</p> <p>事務の移譲に伴う文言整理</p>

現 行

改正案

備考

第 2 1 号様式

第 2 1 号様式

専用水道立入検査結果書

専用水道立入検査結果書

第 号
年 月 日

第 号
年 月 日

様

様

札幌市保健所長

印

札幌市保健所長

水道法第 3 9 条第 2 項の規定による立入検査の結果は、下記のとおりです。
なお、給水設備の構造及び維持管理等で改善を要する事項については、専用水道改善報告書により報告願います。

水道法第 3 9 条第 2 項の規定による立入検査の結果は、下記のとおりです。
なお、給水設備の構造及び維持管理等で改善を要する事項については、専用水道改善報告書により報告願います。

記

記

専用水道	名 称	
	所 在 地	
立入検査	年 月 日	年 月 日
	立 会 人	
	検 査 員	
指 導 事 項		
改 善 期 限	年 月 日	

専用水道	名 称	
	所 在 地	
立入検査	年 月 日	年 月 日
	立 会 人	
	検 査 員	
指 導 事 項		
改 善 期 限	年 月 日	

押印の廃止

現 行

改正案

備考

第 2 2 号様式

第 2 2 号様式

専用水道改善報告書

専用水道改善報告書

年 月 日

年 月 日

(あて先) 札幌市保健所長

(あて先) 札幌市保健所長

住所
 専用水道の設置者 氏名 ④
 電話 担当者

住所
 専用水道の設置者 氏名
 電話 担当者

〔法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

〔法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

水道法第 3 9 条第 2 項の規定による専用水道の立入検査で指導を受けた事項については、下記のとおり措置しましたので報告します。

水道法第 3 9 条第 2 項の規定による専用水道の立入検査で指導を受けた事項については、下記のとおり措置しましたので報告します。

記

記

専用水道	名 称	
	所 在 地	
立入検査年月日		年 月 日
指 導 事 項		
改善措置等 (具体的に記入すること)		

専用水道	名 称	
	所 在 地	
立入検査年月日		年 月 日
指 導 事 項		
改善措置等 (具体的に記入すること)		

押印の廃止